

# 本人通知制度のご案内

## 本人通知制度とは??

住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、「証明書を交付した」ということを本人に通知する制度です。

個人のプライバシーの侵害を防止して、人権のまちづくりを推進していくことを目的としています。

### 「第三者」とは・・・

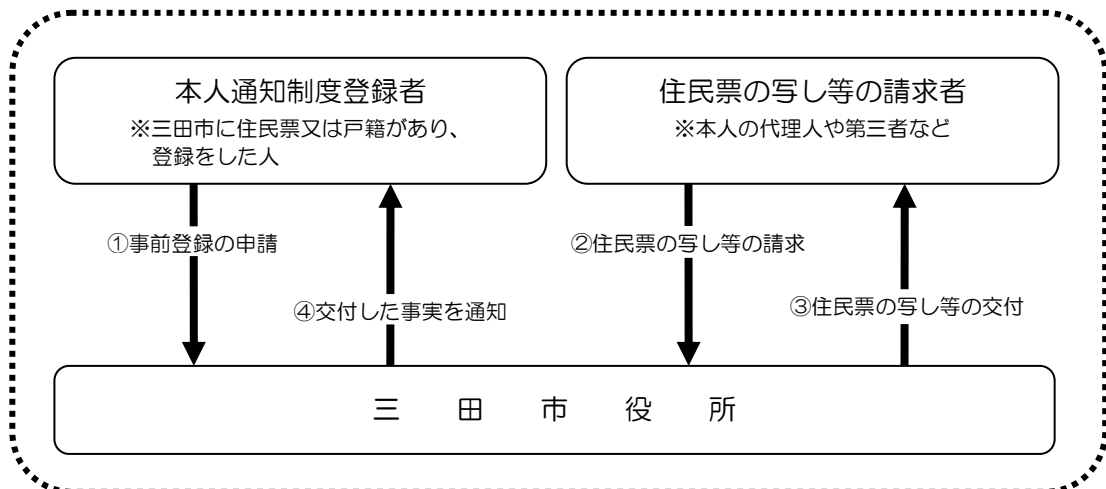
住民票の写しにおいては、「同一世帯」以外の者、戸籍謄本・抄本及び戸籍の附票の写しにおいては、「戸籍に記載のある者又はその配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）若しくは直系卑属（子、孫など）」以外の者であり、個人、法人、八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）をいいます。

## 本人通知制度の流れ

この制度の利用は希望者に限るため、事前に登録が必要です。

登録を希望される場合は、「本人通知制度登録申出書」を記入し、提出してください。

本人の代理人や第三者から住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書の申請があり交付した場合、登録者に「証明書を交付した」ということを通知します。



## 本人通知の対象となる証明書

- 住民票等
  - ・住民票の写し（除かれた住民票を含む）
  - ・住民票記載事項証明書
- 戸籍等
  - ・戸籍謄本・抄本（除かれた戸籍謄本・抄本を含む）
  - ・戸籍の附票の写し（除かれた戸籍の附票を含む）

（注）行政証明書発行機、コンビニ交付による証明書の発行は、本人通知の対象となりません。

## 登録ができる人

- ・三田市の住民基本台帳に記載されている人
- ・三田市の戸籍に記載されている人 など

## 登録の手続き

### 1 申出方法

#### ◎ 申出場所・日時

三田市役所 市民課 6番窓口（本庁舎1階）  
月曜日から金曜日の平日（祝日、年末年始は除きます。）  
午前9時から午後5時30分

※「郵送による申出」も可能です。下記の必要書類（本人確認ができる書類は、コピーを添付してください。）を三田市役所市民課まで郵送してください。（送付先は、最終ページをご覧ください。）

#### ◎ 手続きに必要なもの

<本人による申出の場合>

申出書 + 本人確認ができる書類

<代理人による申出の場合>

（ア）15歳未満の者の法定代理人（親権者など）

申出書 + 代理人の本人確認ができる書類 + 親権者を確認できる書類  
・戸籍謄本・抄本等  
（登録者の本籍が三田市の場合は省略できます）

（イ）成年被後見人の法定代理人

申出書 + 代理人の本人確認ができる書類 + 後見人であることが確認できる書類  
・登録事項証明（発行後3か月以内のもの）  
・審判書の写しなど

（ウ）その他の代理人

申出書 + 代理人の本人確認ができる書類 + 登録者からの委任状  
※必ず登録者本人が、自署で記入・押印してください。

「本人確認ができる書類」とは・・・

運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カードなど	左記のうち、いずれか1種類を提示してください。 ※郵送の場合は、コピーを提出してください。
(ア) 健康保険証、年金手帳、年金証書、各種医療受給者証など	左記の「(ア)から2種類」もしくは「(ア)及び(イ)からそれぞれ1種類」を提示してください。
(イ) 診察券、通帳、キャッシュカード、クレジットカード、社員証・職員証など	※郵送の場合は、コピーを提出してください。

## 登録期間について

- ・登録期間は、無期限です。

## 変更・廃止について

- ・住所変更や婚姻などで、住所、氏名、本籍、筆頭者のいずれかが変わるときは、「変更」の申出を提出してください。(婚姻等により、新戸籍へ異動した場合、登録は引き継がれません)
- ・登録を廃止しようとする場合は、「廃止」の申出が必要です。
- ・登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、本人通知書が返戻となる場合は、登録を廃止します。

## 「本人通知書」について

登録者の住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、「本人通知書」をお送りします。(登録日の翌日以降の交付請求が、通知の対象となります。)

「本人通知書」では、次の事項をお知らせします。

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種別
- ・交付通数
- ・交付請求者の種別…代理人、第三者(個人・法人・八業士)※八業士は種別も表示します。

※通知内容に関してご不明な点がございましたら、市民課までお問い合わせください。

※個人情報の保護に関する法律に基づき、本人通知書には交付請求者の氏名や住所等を通知することはできません。

「本人通知書」を受け取った後、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、自己情報開示請求ができます。(「開示請求について」参照)

※住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書は、正当な理由があれば第三者でも請求することができ、次のような場合に交付されています。

- 本人等からの依頼を受け、委任状をお持ちの場合
- 満期保険金を支払う必要がある保険会社が契約者の転居先を探して住民票を確認する場合
- 債権回収・債権保全のために、債権者が債務者の転居先を探して住所を確認する場合
- 相続手続・訴訟手続等にあたって、国または地方公共団体の機関に法令上提出する必要がある場合
- 特定事務受任者が職務上請求として受任している事件や事務を遂行するために必要な場合など

## 開示請求について

通知を受けた事前登録者が、本人通知書以上に交付請求の内容について知りたい時は、窓口または郵送で自己情報の開示請求をすることができます。

開示請求を受理後1週間程度で、個人情報の保護に関する法律に基づき、開示できない部分を黒塗りにした交付請求書の写しを回答書とともにお送りします。

## 開示できる項目について

登録者本人に関する事項（住所、氏名、本籍地、生年月日）は、基本的にはいずれの請求の場合も開示しております。登録者本人に関する事項以外の開示項目は下表のとおりです。請求理由を推察できる内容については、いずれの場合も開示できません。

交付請求者の種別	開示できる項目
本人の代理人	代理人の住所、氏名
本人以外の代理人	なし
第三者（個人）	なし
第三者（法人）	法人名称、事務所の所在地
第三者（八業士・個人）	事務所の名称、交付請求者の氏名、事務所の所在地、登録番号
第三者（八業士・法人）	法人の名称、交付請求者の氏名、事務所の所在地、登録番号

### 問い合わせ・申出先

三田市役所 市民課 証明登録係

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

電話 079-563-1111（代表）

（内線）2443・2444

079-559-5068（直通）

FAX 079-560-2101